

UQ 通信サービス契約約款

【現行】	【改正】						
<p>料金表 第6 プラスエリアモードオプション料等 1 適用 プラスエリアモードオプション料又はLTEオプション料の適用については、第42条の3（プラスエリアモードオプション料等の支払義務の規定によるほか、次のとおりとします。</p>	<p>料金表 第6 プラスエリアモードオプション料等 1 適用 プラスエリアモードオプション料又はLTEオプション料の適用については、第42条の3（プラスエリアモードオプション料等の支払義務の規定によるほか、次のとおりとします。</p>						
<p>プラスエリアモードオプション料等の適用</p>							
<p>(1) プラスエリアモードオプション料の適用除外</p>	<p>ア UQ契約者は、契約移行のあった日を含む料金月においてLTEオプション料の支払いを要する場合<u>((2)のウの規定によりその支払いを要さなくなる場合を含みます。)</u>、その料金月のプラスエリアモードオプション料の支払いを要しません。 イ UQ契約者は、auスマートバリュー又は自宅セット割の判定用回線として指定があった契約者回線について、判定用回線としての適用を受けている料金月（ギガ放題プラスからの基本使用料の料金種別の変更の申込みと同一の料金月に、その指定があり提携事業者が承諾した場合は、その料金月を含みます。）のプラスエリアモードオプション料の支払いを要しません。</p>	<p>(1) プラスエリアモードオプション料の適用除外</p>	<p>ア UQ契約者は、auスマートバリュー又は自宅セット割の判定用回線として指定があった契約者回線について、判定用回線としての適用を受けている料金月（ギガ放題プラスからの基本使用料の料金種別の変更の申込みと同一の料金月に、その指定があり提携事業者が承諾した場合は、その料金月を含みます。）のプラスエリアモードオプション料の支払いを要しません。 イ UQ契約者は、契約移行のあった日を含む料金月においてLTEオプション料の支払いを要する場合又は<u>(2)のウからウに定めるLTEオプション料の支払いを要しない事由に該当する場合、その料金月のプラスエリアモードオプション料の支払いを要しません。</u></p>				
<p>(2) LTEオプション料の適用除外</p>	<p>ア UQ契約者は、料金月の末日（その料金月において料金契約の解除（契約移行に係るものを除きます。）があった場合は、その日とします。）において、次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている場合、その料金月のLTEオプション料の支払いを要しません。</p> <table border="1" data-bbox="416 1066 1106 1279" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>UQ Flatツープラス（3年）、UQ Flatツープラス（4年）、UQ Flatツープラス（3年）ハート割、UQ Flatツープラス（4年）ハート割、UQ Flatツープラス ギガ放題（3年）、UQ Flatツープラス ギガ放題（3年）ハート割</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アの場合のほか、UQ契約者は、基本使用料の料金種別の変更によりアの表に定める基本使用料の料金種別の適用を開始した場合は、その適用を開始した日を含む</p>	基本使用料の料金種別	UQ Flatツープラス（3年）、UQ Flatツープラス（4年）、UQ Flatツープラス（3年）ハート割、UQ Flatツープラス（4年）ハート割、UQ Flatツープラス ギガ放題（3年）、UQ Flatツープラス ギガ放題（3年）ハート割	<p>(2) LTEオプション料の適用除外</p>	<p>ア UQ契約者は、料金月の末日（その料金月において料金契約の解除があった場合は、その日とします。）において、次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている場合、その料金月のLTEオプション料の支払いを要しません。</p> <table border="1" data-bbox="1388 1066 2078 1279" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>UQ Flatツープラス（3年）、UQ Flatツープラス（4年）、UQ Flatツープラス（3年）ハート割、UQ Flatツープラス（4年）ハート割、UQ Flatツープラス ギガ放題（3年）、UQ Flatツープラス ギガ放題（3年）ハート割</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アの場合のほか、UQ契約者は、基本使用料の料金種別の変更によりアの表に定める基本使用料の料金種別の適用を開始した場合は、その適用を開始した日を含む</p>	基本使用料の料金種別	UQ Flatツープラス（3年）、UQ Flatツープラス（4年）、UQ Flatツープラス（3年）ハート割、UQ Flatツープラス（4年）ハート割、UQ Flatツープラス ギガ放題（3年）、UQ Flatツープラス ギガ放題（3年）ハート割
基本使用料の料金種別							
UQ Flatツープラス（3年）、UQ Flatツープラス（4年）、UQ Flatツープラス（3年）ハート割、UQ Flatツープラス（4年）ハート割、UQ Flatツープラス ギガ放題（3年）、UQ Flatツープラス ギガ放題（3年）ハート割							
基本使用料の料金種別							
UQ Flatツープラス（3年）、UQ Flatツープラス（4年）、UQ Flatツープラス（3年）ハート割、UQ Flatツープラス（4年）ハート割、UQ Flatツープラス ギガ放題（3年）、UQ Flatツープラス ギガ放題（3年）ハート割							

	<p>料金月の前料金月のLTEオプション料の支払いを要しません。</p> <p>ウ UQ契約者は、提携事業者からauスマートバリューmineの適用に係る承諾を受けた日(その承諾日においてauスマートバリューmineの承諾要件となる提携事業者又は当社の電気通信サービスの提供を受けていなかった場合であって、UQ契約者がその要件を満たすための契約変更の手続きを行ったことにより提携事業者が承諾したものであるときは、その要件を満たした日とします。)を含む料金月からその適用が廃止された日を含む料金月までの間、その申込みに際して指定した契約者回線に係るLTEオプション料の支払いを要しません。</p>		<p>料金月の前料金月のLTEオプション料の支払いを要しません。</p> <p>ウ UQ契約者は、提携事業者からauスマートバリューmineの適用に係る承諾を受けた日(その承諾日においてauスマートバリューmineの承諾要件となる提携事業者又は当社の電気通信サービスの提供を受けていなかった場合であって、UQ契約者がその要件を満たすための契約変更の手続きを行ったことにより提携事業者が承諾したものであるときは、その要件を満たした日とします。)を含む料金月からその適用が廃止された日を含む料金月までの間、その申込みに際して指定した契約者回線に係るLTEオプション料の支払いを要しません。</p> <p><u>エ UQ契約者は、契約移行のあった日を含む料金月において(1)のアに定めるプラスエリアモードオプション料の支払いを要しない事由に該当する場合、その料金月のLTEオプション料の支払いを要しません。</u></p>

附 則 (22-UQ 事企第 001 号)

(実施時期)

1 この改定規定は、令和 4 年 2 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。